

法人税実務事例検討

外貨預金で外貨建債務を支払った場合における円換算額の取扱い

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

外貨建取引を行った場合には、その外貨建取引を行った日の為替レートで円換算金額を計算することとなるので、繰延ヘッジ処理や先物外国為替契約により円換算金額を固定していない場合には特に注意を要する。

事

例

当社は当期の期末ごろ及び翌期の期首ごろに外貨支払の予定があり、最近の急激な円安を警戒して取引金融機関から外貨借入れを行い、その外貨である米国ドルを外貨預金としました。

その後、その外貨預金の一部を外貨仕入の支払に充て、期末の残額は翌期の支払に充てるために外貨預金のままとしました。

なお、当社は外貨借入金及び外貨預金について、繰延ヘッジ会計の適用はしていません。以下の会計処理は税務処理としても認められるでしょうか。

【当社における外貨借入金の発生時の会計処理】 \$ 100,000 の借入れ (@130円/\$)

外貨預金	13,000,000円	／	短期外貨借入金	13,000,000円
------	-------------	---	---------	-------------

【当社における仕入代金の支払の会計処理】 外貨預金から \$ 50,000 の支払 (@140円/\$)

仕入	7,000,000円	／	外貨預金	7,000,000円
----	------------	---	------	------------

【当社における期末の会計処理】 @150円/\$

為替換算差損	2,000,000円	／	短期外貨借入金	2,000,000円
--------	------------	---	---------	------------

外貨預金	1,500,000円	／	為替換算差益	1,500,000円
------	------------	---	--------	------------

(注) 当社は短期外貨建債権債務・外貨預金について期末時換算法を適用しています。